

平成 18 年 No.24

国立大学法人東京学芸大学の理事の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取
決め

改正理由

理事の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

国立大学法人東京学芸大学の理事の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成18年3月31日

東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学の理事の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事の職務分担等に関する取決め（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：理事の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

改 正	現 行
<p>(担当名の表記及び職務分担)</p> <p>第1 理事の担当名の表記及び職務分担は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事（教育等担当） 学部及び大学院の教育，入試，就職等に関すること。</p> <p>(2) 理事（研究等担当） 研究，学術情報，<u>地域連携</u>，附属学校等に関すること。</p> <p>(3) 理事（総務等担当） 総務，財務，点検評価，国際交流等に関すること。</p> <p>(4) 理事（経営戦略等担当） 経営戦略等に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この取決めは，平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(担当名の表記及び職務分担)</p> <p>第1 理事の担当名の表記及び職務分担は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事（教育等担当） 学部及び大学院の教育，入試，就職，<u>学外連携</u>等に関すること。</p> <p>(2) 理事（研究等担当） 研究，学術情報，附属学校等に関すること。</p> <p>(3) 理事（総務等担当） 総務，財務，点検評価，国際交流等に関すること。</p> <p>(4) 理事（経営戦略等担当） 経営戦略等に関すること。</p> <p>[省略]</p>